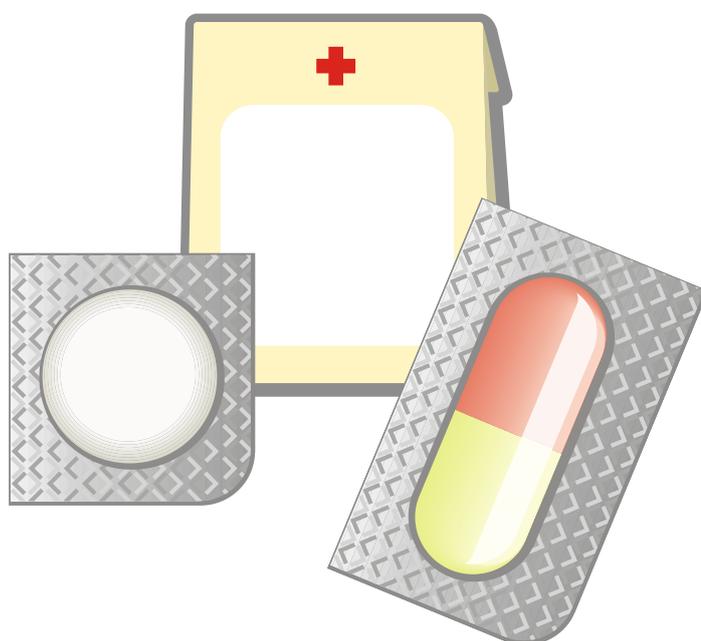


公害調剤報酬明細書の記載について



<問い合わせ先>

〒160-0022

東京都新宿区新宿五丁目18番21号

新宿区役所第二分庁舎 分館

新宿区健康部健康政策課公害保健係

☎03-5273-3048 (直通)

1 請求について

「慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ」の内、患者の公害医療手帳に記載のある疾病（以下「認定疾病」という）の医療費は公害医療手帳を発行している新宿区が医療機関あてに直接支払いを行います。

認定疾病の医療費については専用の「公害調剤報酬明細書」に記載し、「公害調剤報酬請求書」を添付のうえ、**調剤月の翌月10日（必着）**までにご請求ください。なお、やむを得ない理由で請求が遅れた場合は調剤のあった月の翌月の1日から3年を経過する日まで請求することができます（令和2年4月分以降は、調剤のあった月の翌月の1日から5年を経過する日まで請求することが可能です）。

患者の認定疾病に係る医療費については全額（10割）を新宿区がお支払しますが、公害医療手帳に記載のない「その他の疾病」の医療費についてはお支払できませんので、公害調剤分とは別に一般の健康保険等にご請求をお願いします。なお、「その他の疾病」について発生した患者自己負担分については患者本人の負担となります。

* 請求書の記載について

- * 「令和 年 月分」欄には、調剤年月を記載すること。
- * 「請求額」の件数欄には、添付する公害調剤報酬明細書の枚数を記載し、金額欄には添付する公害調剤報酬明細書の合計金額を記載すること。
- * 「都道府県番号」欄は、それぞれの都道府県に定められた2桁の番号を記載すること。
(例) 東京都 ⇒ 「13」
- * 「医療機関コード」欄はそれぞれの医療機関について定められた7桁の医療機関番号を記載すること。
- * 「公害医療機関の所在地及び名称」欄及び「開設者の氏名または名称」欄には、保険医療機関指定申請の際に届け出た所在地、名称及び開設者の氏名又は名称を記載すること（押印不要）。

2 レセプトの記載について

- * 「処方せんを交付した医師氏名」欄は、処方せんを交付した医師の氏名を記載し、同一の医療機関で同一の患者に対して、異なる医師が処方せんを交付した場合（総合病院で診療科の異なる場合を除く）は、当該欄に当該医師の氏名を連記すること。
- * 処方欄には、所定単位（内服薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、頓服薬、注射薬、外用薬にあつては1調剤分）ごとに調剤した薬品名、規格用量用法等を記載し、そ

れぞれ処方内容ごとに一つの欄となるよう線で区切ること。なお、異なる調剤日に調剤を行った場合でも、投薬単位数以外の処方内容が同一である場合は1欄の記載のみで差し支えない。ただし、内服薬については、服用時点が同一であっても投薬日数が異なる場合は、それぞれ別欄に記載すること。

- * 医薬品名は薬価基準に記載されている名称を記載すること。ただし、当該医薬品が薬価基準上同一名称で2以上の規格単位がある場合には、当該企画単位を併せて記載すること。
- * 「調剤料」欄には、「処方欄」に掲げる調剤を行った際の調剤料の所定単位当たりの点数を記載すること。
- * 内服薬について、調剤料の所定単位当たりの点数が異なるものが混在する場合及び単位数にかかわらず点数が定額の場合並びに屯服薬についても調剤料を算定できる限度の単位数を超えるものが混在する場合には、当該欄に「*」と記載すること。
- * 内服薬の分割調剤を同一薬局において行う場合は、第1回目の調剤から通算した日数が14日を超えない場合は、この通算した日数に対応する調剤料の所定単位当たりの点数を同様に記載し、14日を超える場合は「*」と記載すること。ただし、内服薬で服用時点が同一であっても投与日数が異なり別欄に記載された場合は、調剤料の算定は1剤として取り扱われる。よって、算定を行う欄以外の「調剤料」欄については、斜線を引くこと。また、内服薬の分割調剤を同一薬局で行う場合で、調剤料が算定できない場合も同様に当該欄に斜線を引くこと。
- * 内服薬の分割調剤を同一薬局において行う場合には、単位数に㊦の記号を付すこと。
- * 調剤料・薬剤料・加算料はそれぞれの欄に記載した点数を縦計し(④⑤⑥)、薬剤料については1点当たり10円を乗じたものを⑨欄に記載すること。薬剤料以外については全合計点数を⑦欄に記載し、その点数に1点15円を乗じたものを⑧欄に記載した後、⑧欄と⑨欄の合計を⑩欄に記載すること。
- * 「調剤料」の項に「*」が記載されている場合は、「調剤数量」欄の単位数に対応した点数を記載する。
- * 調剤基本料に係る時間外加算、時間外加算の特例、深夜加算及び休日加算が算定される場合は、㊱、㊲、㊳、又は㊴の記号を付してそれぞれの加算点数を②欄に記載すること。

- * 時間外加算、時間外加算の特例、深夜加算または休日加算を算定した場合は、摘要欄に当該調剤を行った調剤年月日及び調剤時間等当該加算を算定した事由が明確に分かるよう記載すること。
- * 薬剤服用歴管理指導料を算定した場合は、③欄にその回数を記載するとともに所定点数に回数を乗じた点数を記載すること。また、投薬特別指導加算または長期投薬特別指導加算を算定した場合は、投薬服用歴管理指導料の回数の次に(指)又は(長期)の記号を付してそれぞれの回数をかっこ書きで記載するとともに、それぞれの加算点数を加算した合計点数を記載すること。
- * 自家製剤加算を算定した場合であっても、「処方」欄の記載内容から加算理由が不明のときはその事由を、また麻酔薬加算を算定した場合は麻酔小売業者としてのq免許番号を摘要欄に記載すること。
- * 配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合には、その理由を摘要欄に記載すること。
- * その他特記事項があればその事由を摘要欄に記載すること。
- * 認定疾病に適応のない薬剤等の請求があった場合、レセプトの内容を総合的に判断しますが、「薬価基準」に基づき査定の対象となることがあります。

3 その他

- * 「後期高齢者薬剤服用歴管理指導料（35点）について
後期高齢者医療制度における診療報酬は、「公害医療機関に係る診療報酬として算定できない」とされたため、当該指導料についても、公害保健に係る診療報酬としては算定しない取扱いとします。

なお、上記以外でも、後期高齢者医療制度における診療報酬は、公害保健に係る診療報酬としては算定できない取扱いとなりますので、ご注意ください。